

# 青森県報

第二千五百九十八号

平成十八年  
三月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の氏名の変更…………… (税務課) …… 一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (同) …… 一
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 二
- 結核予防法による医療機関の指定…………… (同) …… 二

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活政策課) …… 二
- 肥料登録の失効…………… (食の安全・安心推進課) …… 二

### 人事委員会

- 人事委員会規則二 三〇 (人事委員会事務委任規則) の一部を改正する規則…………… (管理課) …… 三
- 人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則…………… (同) …… 三

## 告 示

青森県告示第百五十四号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

で、青森県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十八年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	大東商事株式会社	佐藤 弘文	青森市篠田二丁目一九の二五	平成 九・六・二〇
変更後		古田 達男		
変更前	"	古田 達男	"	三・六・三
変更後		宮下 進次郎		
変更前	"	宮下 進次郎	"	三・六・三
変更後		土井 孝		

青森県告示第百五十五号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
大東商事株式会社	土井 孝	青森市篠田二丁目一九の二五	平成 六・二・二四

青森県告示第百五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定・辞退年月日
平賀町国民健康保険平賀病院	一 南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山四七の	平成一七・三・三一

青森県告示第百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ミッドライフクリニックAMC 訪問看護ステーションあおぞら 平川市国民健康保険平川病院 にしかわ整形外科・手の外科クリニック	青森市新町二丁目二の五 五所川原市大字漆川字袖掛一五二の一 平川市柏木町藤山四七の一 弘前市大字早稲田二丁目二の二二	平成一八・三・一 " 一八・一・一 一八・三・二七

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたため、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アセアン・ブリッジス
- 三 代表者の氏名  
小堀 晃市
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字東和徳町一の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、アセアン諸国における農業を支援するとともに、産出する天然資源を有効活用するための施設を開設し、地域住民の雇用拡大と所得の向上に寄与し、もって、アセアン諸国の企業や各種団体とのパートナーシップを確立し、わが国とアセアン諸国との友好親善を図ることを目的とする。

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二七三号	肥料の 種類 炭酸カル シウム肥 料	肥料の 名称 五〇・〇 カーボン ブラツク 入り炭酸 カルシウ ム肥料	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五〇・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名又 は名称及び住所 日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸 の内二丁目三の二
----------------------	--------------------------------	--	-----------------------------------	----------------------------	---

### 人事委員会

人事委員会規則二 三〇(人事委員会事務委任規則)の一部を改正する規則をこ  
に公布する。

平成十八年三月三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三〇(人事委員会事務委任規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三〇(人事委員会事務委任規則)の一部を次のように改正する。  
第四条に次の一号を加える。

四 法第五十四条の規定による法人となる旨の申出の受理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め  
る規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を  
定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め  
る規則)の一部を次のように改正する。  
別表第一田子町の項中「総務課課長補佐」を「総務グループリーダー、財政行革グ  
ループリーダー」に、

教育委員会  
事務局 教育長、課長  
を

教育委員会  
事務局 教育長、課長  
に、  
選挙管理委  
員会事務局 事務局長

保育所 所長  
を

保育園 園長  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭